

犬の飼い主の皆さんへ 狂犬病予防注射を実施したら

注射済票(金属札)の交付 を必ず受けてください

市町村が提携していない動物病院で注射した場合は、
動物病院での札の交付が行われません。
必ず市町村役場の窓口で札の交付を受けてください。

注射済票と鑑札を 犬に装着することは 飼い主の義務です

狂犬病予防法第5条第3項で定められており、違反すると罰則（20万円以下の罰金）の適用対象となることがあります。
今年度の注射済票を装着していない犬は抑留対象になります。

鑑札は
登録した時



鑑札・注射済票の形は市町村、
年度により異なります。

注射済票は
毎年！

必ず札の交付を受け装着してください。
札を紛失したとき、住所や飼主が変わったときは役場に届け出を！

お問い合わせ先
沖縄県薬務生活衛生課 098-866-2055
各市町村役場 狂犬病担当窓口

